

院外処方せんについて

処方せんにより保険薬局から病院と同じ薬をもらう医薬分業が厚生労働省の方針で推進されており、すでに多くの病院や診療所で院外処方せんによるお薬の受け取りが進んでいます。

医薬分業の良いところ

「医薬分業」にすることによって、薬の安全性が一層確保されることになります。

例えば、

- ・ お薬に対するアレルギー、副作用などを記録
- ・ お薬の服用方法、注意事項などをわかりやすく説明
- ・ 他の医療機関で処方された薬と当院で処方された薬との飲み合わせについての確認
- ・ 服用できずに余っている薬の調整
- ・ 服用されているすべての薬に関する情報を提供して主治医と連携などがあります。



院外処方せんには有効期間があります

院外処方せんの有効期間は、発行日を含めて4日間（日曜・祝日も含みます）です。

有効期間を過ぎた場合、院外処方せんの再発行が必要となり、料金もかかります。

有効期間内に必ずお薬をお受け取りください。

休日や夜間に営業している保険薬局は限られています。利用される保険薬局の営業時間をご確認のうえ、営業時間内にお受け取りください。

臨床検査値の記載について

院外処方せんに、患者さんの検査値（血液検査）の一部を表示しています。

保険薬局にて患者さんの検査値を参照されることで、肝機能や腎機能などにあわせた適正な投与量であるかどうか、お薬による副作用の兆候がないかどうか、などを確認できます。院外処方せんに記載される検査値は、たいへん役に立つ情報です。

なお、記載を希望しない場合や、ご不明な点がある場合は、当院のお薬窓口までお声がけください。

患者さんに安心して薬物治療をお受けいただけるよう、保険薬局の薬剤師とともに最適な薬物治療に努めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いたします。